

第7回印西市補助金等評価委員会会議録

開催日時	平成30年10月29日(月)午後1時00分から午後4時30分まで		
開催場所	印西市役所 会議棟 203会議室		
出席者	委員	藤澤進議長、青木楠雄委員、池田明委員、岩井和子委員、佐々木護委員	
	事務局	石井主査、小倉主査	
	担当課	(市民活動推進課) 出山係長、佐々木主査	
		(クリーン推進課) 板倉係長、吉武主任主事	
		(高齢者福祉課) 小川係長、横山主任主事	
		(学務課) 加藤副参事、藤代主査	
		(社会福祉課) 武藤副主幹、荒川主査、池田主任主事	
議題	(1) 補助金等に対するヒアリング 【市民活動推進課】 ・〔7〕防犯組合運営事業補助金 【クリーン推進課】 ・〔20〕生ごみ処理容器等購入費補助金 【高齢者福祉課】 ・〔25〕高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金(市上乗せ) 【学務課】 ・〔28〕小学校修学旅行費補助金 【社会福祉課】 ・〔23〕社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金		
資料	・ 各補助金等調書資料		
会議結果	(1) 補助金等に対するヒアリング ・ 担当課からの説明を行い、評価をいただいた。		
議事要旨			
	【議題(1) 補助金等に対するヒアリング】 〔7〕防犯組合運営事業補助金 ■ 担当課より補助事業概要の説明あり (質疑応答概要) ・ 防犯カメラなどの機器の設置は対象になりますか。 → 防犯カメラの設置に関しましては、本補助金の対象ではございません。平成30年度から防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を施行し、防犯目的で公道等に設置する防犯カメラに関して、自治会等へ防犯カメラ設置費等の補助を行っています。 ・ 活動費の上限はないのですか。 → 上限は設けておりませんが、各支部に経費の削減、経費の見直しに努めていただき、勘案いただいた上で予算計上しています。 ・ 各支部の防犯指導員の人数は191名ですが、任期はありますか。 → 委嘱の際には、任期を2年と定めて委嘱はしております。ただ、支部によっては、町内会等の当て職で推薦される方もいらっしゃいますので、1年単位で交代される地区もあります。再任されることもあります。 ・ 各支部の人数の基準はありますか。 → 特に人数の基準はありません。 ・ 基準がないということは、多いところや少ないところがあるということで、カバーできていますか。		

- 地区の面積や人口等でおおよそ比例している状態です。しかし、年齢層が若い地区では、防犯指導員の平均年齢が65歳以上ですので、引き受けてくださる方が少ない地区もあります。従いまして、人数的にカバーできているとは申し上げられないところです。
- ・ 全市をカバーできているということもいえないところでしょうか。

→ そうなります。印旛地区には、支部として岩戸支部のみとなりますが、パトロール隊というボランティア活動でいには野、平賀学園台等で活動をいただいているグループがあります。防犯組合としては、全ての地区を網羅していません。
 - ・ 青色パトロール車は何台ありますか。

→ 1台、防犯組合が所有しています。市役所に駐車しており、経費は本部活動費からとなります。
 - ・ 1台の青色パトロール車の運用状況はどうですか。

→ 少なくとも月3、4回、防犯組合の方が車両の空いている時間にパトロールを行っています。
 - ・ 各支部で運用するのではなく、防犯組合が実施するということですか。

→ 運転に当たっては、各支部の防犯指導員の方となります。青パトを運転する際には、パトロール実施者証を受けてからでないと回転灯を回せません。
 - ・ パトロールするのは、夕方や土日などですか。

→ 土日の夕方や平日の子供達の下校時刻に合わせて行っています。
 - ・ 台数を増やす計画はありますか。

→ 市が所有し、職員で巡回する車両もありますし、パトロール業務を警備会社に委託しておりますので、今のところ計画はありません。
 - ・ 職員といいますと市民活動推進課の職員ですか。

→ はい。不審者情報等を受けた時に巡回をしています。
 - ・ 防犯には青色パトロール車は効果があると思いますので、引き続きよろしくお願いします。
 - ・ 前回の評価委員会で、防犯ベストの一括発注についての意見がありましたが、検討はされましたか。

→ 防犯ベストとキャップについては、本部で一括発注を行い各支部に配布しています。立て看板やのぼり旗については、空き巣や痴漢など各支部内の住民の方々の要望等がありますので、実情に応じた対応をしていただいております。一括発注ですと時間を要しますが、支部ごとですと即座に発注し設置することが可能ですので、のぼり旗、立て看板については、各支部で対応しています。
 - ・ 支部の活動内容はこういったものですか。

→ 1例を申し上げますと、支部の中で、警察の許可得て青色回転灯を回せる車を登録し、青パトや徒歩などで支部内のパトロール活動をしていただいております。防犯の啓発として、のぼり旗を設置し見える防犯としての啓発活動や、各小中学校と連携し、防犯教室を開催しています。
 - ・ 1支部が約30万円として、パトロールの出席日数はどの位ですか。

→ 各支部の規模によりますが、予算が10万円前後であったり30万円程度であったりします。パトロールの出席日数については、現在、数字を持ち合わせておりません。地区によっては、小中学校のPTA、消防団、青少年相談員と連携しパトロール活動を行っています。年に数回、多い地区であれば月1度、夏には週1回とパトロールに参加いただいております。

- ・ 毎年同じようなものを購入する必要がありますか。
 - のぼり旗については、風の強い日などもありますし、夏を過ぎますと痛んできます。また、継続的な防犯活動を行うためにも、綺麗な状態ののぼり旗ですと啓発できているといった防犯効果もありますので、毎年購入を行っております。
- ・ 防犯組合は、自主防災組合で、会計、庶務がいると思いますが、防犯組合の事務局は市の中にありますか。
 - 各支部に会計などはおりませんので、市民活動推進課で行っています。
- ・ 自主団体であるのに市の職員が行っているのはいかがでしょうか。自主防災団体であれば独立させて、出来ないものを市が補完する体制をとっていかないと、自主防災団体が独立していかないと思います。
 - ご指摘いただきましたことを団体等と検討してまいりたいと思います。
- ・ 平成16年度以前はどのような活動をしていましたか。
 - 防犯活動の要綱が制定されておりましたが、防犯活動に必要な額を補助していた経緯がございます。
- ・ 基準はなかったのですか。
 - 文書の保存年限により残っておりません。
- ・ 防犯組合の活動は歴史がありますよね。地域の犯罪抑止力を高めるために、防犯指導員が、地域の中で自治会、町内会等と連携を取ることが大切だと思いますが、自治会、町内会等の連携はどうですか。
 - 地域の防犯活動については、防犯組合が町内会等の総会へ出席させていただいたり、町内会等との連携は密であると認識しております。
- ・ 町内会の防犯指導員が当職であるとの事でしたが多いですか。
 - 少ないです。
- ・ 他の近隣市と比較して多額の補助をしているように思います。
 - 白井市は、防犯組合の制度が印西市と違い、防犯指導員が全ての自治会と小学校のPTAの当職となっており、支部制度がありません。白井市役所の担当課が本部として、啓発物資を作成し希望する指導員に配布していますので、活動内容が違うところです。
- ・ 市内には支部があり地域の特色ある活動をしていますし、予算は必要であります、支部が細かく分かれて意味があるのか疑問な部分もあります。防犯指導員さんも大変でしょうし、少ない予算で効率的に活動できると思います。
- ・ 町内会との関わりが薄いように思いますが、防犯は、町内会が担うべきなのか防犯組合が特化すべきなのでしょう。
 - 防犯組合のあるべき姿としては、地域とともに防犯活動をすべきであると思います。町内会と関わりが少ないのご意見につきましては、今後検討してまいりたいと思います。
- ・ 町内会との関係は密に持った方がいいと思います。予算書を見ますと全額補助金です。全額市からもらった補助金でいいのでしょうか。町内会が一定の負担をするといったことでもいいように思います。防犯組合の研修は行っていますか。
 - 年に1度、警察署の方を呼んで講習を行っています。パトロール活動をする上での注意事項などの講習を行っています。
- ・ 市民安全センターの事務局は、地域駅前交流館の2号館にあり、スタッフの方がいらっやると思います。ボランティアとなりますと活動が狭まってしまうので、防犯活動を行う上で

は、人件費といった予算の計上も必要になると思います。

〔20〕 生ごみ処理容器等購入費補助金

■ 担当課より補助事業概要の説明あり

(質疑応答概要)

- ・ この補助金は個人に対する補助金ですか。
→ 個人に対する補助金となります。
- ・ ここ数年の実績を教えてください。
→ 20 年度(74 件、1,841,700 円)、21 年度(774 件、6,966,750 円(印旛本埜の累計含む))、22 年度(65 件、1,928,800 円)、23 年度(62 件、1,383,000 円)、24 年度(49 件 1,227,300 円)、25 年度(48 件 1,149,000 円)、26 年度(44 件 1,141,600 円)、27 年度(48 件、1,327,100 円)、28 年度(65 件 1,582,300 円)、29 年度(45 件 1,037,500 円)
- ・ 29 年度は、45 件ですか。
→ 生ごみ処理容器は1 世帯 2 つまで補助できますので、世帯で見ますと 45 件となります。
- ・ 合併後は、横ばいということですか。
→ はい。
- ・ 普及率はどの位ですか。
→ 累計で見ますと、9 月末で 2,983 件、世帯数が 39,909 世帯ありますので、7.5%程となります。
- ・ 1 割未満ですね。市民への普及啓発等を行っていますか。
→ 広報紙、市のホームページ、ごみの分別アプリにこの補助金について掲載をしています。また、町内会等での出前講座の際に説明をしています。
- ・ 処理機は、安い物は、ホームセンターなどで購入できますか。
→ できます。
- ・ 高い物の処理機はどうですか。
→ 家電量販店等で購入することができます。
- ・ 担当課としては、市内全体の生ごみの減量としますと効果はまだまだであると考えますか。
→ はい。普及は継続しなくてはならないと思います。
- ・ 前回、貸出制度があるとの事でしたが、現在もありますか。結果はどうですか。
→ 生ごみ処理機の貸出件数は少なくなっています。25 年度 7 件、26 年度 3 件、27 年度 2 件、28 年度 4 件、29 年度 1 件です。
- ・ 貸出してから購入率、反響はどうですか。
→ 購入率の数値は、手持ちの資料がありませんのでお答えできません。反響については、貸出件数が少ないため、つかみにくいところですので、今後、周知方法等を含め検討していきたいと思います。
- ・ 購入する人は、生ごみの減量に成果があると思うから購入すると思います。購入しない人の理由は何なのでしょう。購入しない人の理由には、減量が拡大するのか縮小するのかのヒントがあると思いますので分析して、この補助金を今後、どうするのかといった課題について考えてもらいたいと思います。
→ 購入しない理由としては、匂いや音、電気料金がかかることなどあります。メーカーの試

算で1日で24円程度電気料金がかかります。1ヶ月で720円程度になります。

- ・ 電気代が安くなれば購入率が上がるかもしれませんね。東京都の一部の区では、全ごみを全部焼却するといったところもあれば、分別し経費を抑えるといったところもあります。印西市には、計画があると思いますが、どちらを推進していくのでしょうか。
 - 現在、計画策定中ですが、分別を行ってきたいと考えております。分別することで焼却費が安く済みます。
- ・ 匂いを減少させる方法はないのでしょうか。
 - メーカーによりますと、外に出し使用するという方法をお勧めしているようです。
- ・ 圧縮したごみを家庭菜園や花などに利用できる方はいいいのですが、そうでない方はごみをどのように処理していますか。
 - 燃やすごみとして出していただいています。圧縮しますと容量も小さくなります。
- ・ 循環社会とするならば、無料で市民に配布する手法もいいのではないのでしょうか。
 - 研究していきたいと思います。
- ・ ごみ減量の効果としての数字は上げられますか。
 - 数字の試算はしておりません。
- ・ この補助金は、都市化していない所の施策だと思います。マンションにお住まいの方が設置するのは難しいかもしれません。まとめて処理した方がいいのではということにもなりかねないのです。市としてごみ減量の効果があるのか。ごみ減量としての費用対効果を検討すべきであると思います。
- ・ 5年毎に買い替えができるということですか。
 - はい。
- ・ 再申請する方は多いのでしょうか。
 - 新規購入世帯が30年9月末で、2,762世帯ですので、再購入している世帯は、約220世帯となります。
- ・ 業者にごみを集める委託費用、焼却場での焼却費用、生ごみ処理機へ補助金を出す方法で個人の費用的には、どれが高いのでしょうか。
 - 生ごみ処理機を使った方が高くなると思います。ごみの有料化等をした場合には、金額的には同じくらいになるかもしれません。
- ・ 生ごみを処理したいと考えている人は88.6%ですが、実際の普及率は7%程度でギャップがあるように感じます。残飯だけを集めている市町村もあります。市全体で残飯だけを集めるといった仕組みもありますが、難しい面もあるのでしょうか。
 - 栄町では、生ごみのモデル事業を行っていましたので、研究させていただきたいと思います。ただ、堆肥を作った後が難しいと思います。生ごみですと塩分が含まれていますので、ネックとなる部分になります。堆肥を引き取る側が見つからないというようなことがあるようです。
- ・ 前回の評価委員会の中で、大型の生ごみ処理機の実証実験を考えているとの事でしたが、その後どうされましたか。
 - 26、27年度の2年間で行いました。小倉台の団地を対象とし、60世帯で実施しました。やはり、電気代がかかることと、処理後の堆肥を受け取る先がないことから、検討の結果継続しないこととなりました。
- ・ 印西市が住みよい街として7年間1位ですが、ごみ問題についてはどのような評価を受けて

いますか。

→ 評価項目の中にはないと思います。

〔25〕 高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金（市上乗せ）

■ 担当課より補助事業概要の説明あり

（質疑応答概要）

- ・ 高齢者の年齢は何歳からですか。
 - 65 歳以上として規定しております。上限はありません。
- ・ 構成人数の最高年齢の方はおいくつですか。
 - 手元に資料がないのですが、100 歳を超えた方がいらっしゃったと認識しています。
- ・ 活動に参加されていない方もいらっしゃると思いますが、活動の主体年齢としては何歳くらいですか。
 - 平均年齢が約 78 歳ですので、70、80 歳代の方が活動の主体となります。
- ・ 地域包括ケアシステムは、社会福祉協議会の地区社協で行っているものとの違いは何ですか。
 - 地域包括ケアシステムは、在宅を中心に医療、介護などの必要なサービスを受けられる社会づくりのことで、そのひとつとして、地域の方のボランティア活動により提供するものがあります。
- ・ 地区社協の地区活動とは別のものになるんですね。
 - はい。例えば、地域包括ケアシステムを構築するための生活支援体制整備事業では、地区社協や高齢者クラブなど地域の住民が主体となっている団体と情報交換をしながら地域の支え合い体制をつくっていきます。
- ・ 利用する側は、どちらを利用するか迷いますね。
 - 既存のサービスとの住み分けが必要となります。
- ・ 支援体制は色々ありますが、利用者側はどれがいいのか分りにくいので市として整理してほしいと思います。
- ・ 本部では、充実した活動をされていますが、地区ではどんな活動をされていますか。
 - 各地区に単位クラブがあり、その取りまとめとして連合会があります。単位クラブとして、ゴルフや小学校でのパトロール活動、お寺や神社の清掃活動を行っています。
- ・ 連合会で開催した場合の参加者が多いです。連合会でこれだけやっているので連合会だけでも充分なように感じました。本部で 100 万円、地区に 400 万円程度補助しています。やってることに妥当性があるのか疑問です。支部の役割は何でしょうか。
 - 報告書を見ますと健康増進事業の回数や社会奉仕回数の回数の報告は受けています。
- ・ その辺をきちんとしなくてはいけないと思います。お金の割には、活動が弱いと思います。本部と同じように活発な活動をするための方策を考えなければなりません。
 - 単位クラブの活動については、細かく把握していません。
- ・ 補助金を出しているので、審査はおろそかにしてはいけないです。有効に活用されているか審査しないといけないです。
- ・ 沖縄で表彰される理由は何ですか。

	→ 連合会の活動が活発で評価されました。 ・ 高齢者人口が 21%、人口が 10 万人ですので、約 2 万人の高齢者となります。その内の 1 割の方が高齢者クラブ加入者となりますが、これをどう評価するかです。高齢者クラブがどれだけ魅力があるのかが事業のポイントだと思います。高齢化社会となると、マイノリティとはいえません。こういった活動にどれだけ参加しているのかということになります。そもそも、高齢者だけが集まって活動することを考え直す時期がきているように思います。小学校を訪問して貢献しているだけでは駄目だと思います。高齢者だけで活動するのは、限界がきているように思います。 → 世代交流の活動は一部で行っていますが、高齢者のみの集まりとなっていますので、地域包括ケアシステムについても高齢者だけが問題ではないように思いますので社会の問題としてみるべきであるとは思いますが、今後、施策として活動をしていかなければならないと思います。 ・ 神社仏閣で色々な法事やお祭りといった行事をみますと、地域の方々の中に高齢者や小さな子供達など世代間交流が自然と行われています。その中で、高齢者は地域をまとめる力になっています。地域の世代間の広がりのある事業展開をしていただきたいと思います。 ・ 構成人員の推移は増えていきますか減っていきますか。 → クラブ数も会員数も減っています。 ・ 高齢者人口は増えていますが、団体に加入する人は減っている理由は何でしょうか。 → 会員が高齢となり会員数が減り解散したり、補助金をもらうに当たって書類を作成しなくては行けませんので、書類作成が煩わしいといった理由もあり、別でサークル活動をされている方もいます。 ・ 広報活動などはされていますか。 → 介護予防事業として講演会を行った中で、高齢者クラブのブースとして周知をしましたが増加には至っておりません。 ・ 活動報告の中にクロリティー大会とありますが何ですか。 → 輪投げになります。 ・ 松山下公園の体育館で運動会がありましたが、何人くらい参加されましたか。 → 報告はもらっていませんが、例年ですと 400 人以上となります。 ・ 担当課としては、魅力ある高齢者クラブにするためにはどうすればいいと思いますか。 → 担当としての意見になりますが、高齢者クラブがどんな活動をしているか知らない方もいらっしゃると思いますので、地域での活動を活発に行いアピールしていくと良いと思います。 ・ 活動も頑張してほしいですが、高齢者クラブという名前も敬遠する人がいると思うので、ネーミングもいいものを検討してほしいと思います。 〔28〕 小学校修学旅行費補助金 ・ 担当課より補助事業概要の説明あり (質疑応答概要) ・ この補助金は小学校に対する補助金となっていますが、中学校に対する補助はありますか。 → 中学校に対する補助金はございません。今後、中学校についても、生徒数を注視しな
--	---

がら検討していきたいと考えております。小学校を優先的に進めた形になりますが、小学校の場合、小規模校をある程度抱えている意味もあり、一学級当たりの生徒数が少ないということもありましたので優先的に進めさせていただきました。

- ・ 小学校の修学旅行先は日光ですか。
→ 主に日光が多く、その他に箱根となっております。
- ・ その決定は学校にあるのですか。
→ 学校長が決定します。
- ・ 以前、高速バスの事故があり、運転手の勤務体制の適正化に伴う値上げがありました。補助金の意図は理解できますが、方法として補助金という形ではなく、市でバスを雇いあげてしまった方が安く済むのではないかと思います。そうすれば、小規模学校はバスについては考える必要はないと思います。また公平性の観点からも良いと思いますが、如何ですか。
→ 今後の参考とさせていただきます。
- ・ 雇いあげ方式はいろいろ煩雑になりますか。
→ 市バスをということですか。
- ・ 金銭補助ではなく、バスを提供する方法です。具体的にはバス会社と委託契約を結ぶといったやり方。修学旅行は各学年で積み立てて、一つの会計を作って支出するということですね。バス料金を計算すると一人当たり1,400 円ほどの補助ということになります。小規模校にとってみたら大きな補助であり、雇いあげてしまった方が安くできると思いますので、一つの方法として検討していただきたいと思います。
- ・ 修学旅行を良いものにする為に、市としてバス代を補助することもいいのですが、例えばガイドを付ける方法もあります。今後、中学校の補助を考えていく上で修学、学を修めるといふ最後の学年にふさわしい行事として、中身を充実させるための方法論として PTA などと協議をして検討していただきたい。
- ・ 他市において同様の補助金を実施している自治体が少ないが、このことについてどのように考えていますか。
→ 他市の実施状況については把握しておりませんが、成田市の場合は市町村合併をし、旧大栄町等の小学校は生徒数が少なく、先進地的に実施したと考えます。
- ・ 全国的に同様の補助金を実施している自治体については。
→ 全国的な事例について、調べましたがなかなか該当がありません。
- ・ 義務教育の教育課程に自治体によって経済的な差をつけるということですね。非常に珍しいと思いました。
- ・ 32学級が補助対象となっていますが、全校が大型バスを利用しているのでしょうか。1クラス5人や9人の学級も修学旅行に行きますよね。そういった学級も大型バスを利用するのでしょうか。
→ 大型バスで行くことが殆どです。但し、生徒数が少ない学級については、少し小さめのサロンカー25人乗りを利用しています。
- ・ 1学級10万円ですので、児童一人当たりの補助率に差が出てくると思いますが、そのことに対して今後の考えや検討はありますか。
→ 今後、児童数の推移を注視しながら、様々な要素を入れながら平準化に努めてまいりたいと考えております。

- ・ 行先が日光または箱根ということですが、行程は同じですか。
→ 行程はほぼ同様となっております。
- ・ 各学校から旅行会社に委託して、事業実施しているのでしょうか。
→ 2つ、3つ見積もりを取りまして、入札のような形で選定していると聞いております。
- ・ 各学校に任せているということですか。
→ はい。
- ・ 補助金交付要綱をみますと、第2条で規定されている中学校も補助対象ですね。
→ こちらについては、修学旅行が事業の中でどのような位置づけになっているかということで、小中学校の管理規則中において、特別活動として位置付けられているという条項です。こちらの補助金は小学校のみとなっております。
- ・ 中学校の方が有効ではないかと思います。通常、補助金は不足しているような場合に補って、事業の貫徹を行うということが常套かと思います。バスだけでなく、電車の利用も補助可能ではないかと思います。一人当たりの均一的な補助が可能になると思います。中学校の方が小学校より距離的に遠くになりますので、補助効果生まれるのではないかと思います。
→ 交通費として補助金を交付しておりますが、修学旅行は学習活動であり、そういった質を高めようとする場合、意見としてあったようにガイドを付けて、その部分について補助金を交付する。そのようになれば、中学校の修学旅行においても、班別行動の時に子供たちの見目を広げてもらい、知識を深くしてもらえenと思います。そうなれば、中学校の方がより効果が高まると思います。
- ・ 大型バスとサロンカーでは公平性に欠けるのではないですか。
→ 実際にサロンカーを見たことはないのですが、大型バスと似たようなものとなっていると思います。
- ・ ここ数年のバスのチャーター料金の推移について教えてください。
→ 現行のバス料金の設定は拘束時間と距離から算出しています。どちらの比重が重いかを調べた結果、拘束時間を重んじてる。1時間当たり7,680円、距離は1キロ当たり170円として計算し、合算した金額がバス料金となります。ですから拘束時間が長いほどバス料金は高くなっていく事になります。以前の計算方法を把握していませんので、比較はできませんが、一人当たりのバス料金としては、それほど高くはなっていないのではないかと思います。
- ・ バス1台当たりのチャーター料金が数万円上がっているということはありませんか。
→ そのくらいの値上げはあるかと思います。一人当たりの値上げも数千円の値上げはあると思います。
- ・ バス運転手の減少は進みますし、相当なバス料金の値上げがあるのではないかと思います。ですからバスの値上げ幅等については把握しておく必要があると思います。
- ・ 家庭の可処分所得の状況についてはどのようになっているのか、子どもの貧困率10数パーセントといわれています。印西市においての状況はどうなっているのかということは重要なポイントだと思います。修学旅行が義務教育の一環であるということであれば、そういった家庭については補助しなければならないと思います。子どもたちが修学旅行をちゃんと経験できるような形にしていきたいという想いはあります。
- ・ 就学奨励費について、修学旅行は対象になっていますか。低所得世帯についての修学

旅行費は対象としていますよね。

→ 対象になっております。

- ・ 印西市において、就学奨励費を受ける割合について教えてください。

→ 資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

- ・ 地域にもよると思いますが、受けている率は高いんですよね。

→ はい。

〔23〕 社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金

- ・ 担当課より補助事業概要の説明あり

(質疑応答概要)

- ・ 調書の助成団体の状況に記載があります、歳入のその他の項目について教えてください。借入金ですか。

→ 平成29年度から指定管理者の委託、また平成 27 年度から生活困窮業務の委託を受けており、その委託料が主なものとなっております。借入金ではございません。

- ・ そのお金というのは、団体が自由に使用できるものですか。

→ 主に人件費や施設管理費となります。

- ・ 構成人数 30 人となっておりますが、職種について教えてください

→ 身分的には、正規職員と嘱託職員、臨時職員となっております。

- ・ 正規職員は何人ですか。

→ 調書の30人については平成30年4月1日現在で記載しております。人件費にも関連してきますので、平成29年度決算ベースでお答えします。正規職員9人、嘱託職員12人、臨時職員12人、合計33人となります。この他に登録訪問介護の職員として14人の登録があります。また会長職に1人となっております。

- ・ 近年において、職員については増加傾向にありますか。

→ 人数は平成12年度に介護保険制度が始まった際に増加しましたが、それ以降についてはあまり大きな増加はありません。

- ・ 会長はプロパーの方ですか。

→ はい。非常勤特別職となっております。

- ・ 社会福祉協議会自体の事業は多岐にわたっていると思いますが、事業は増加していますか。

→ 増加傾向にあります。

- ・ 事務局は総合福祉センターの中に設置されているのですか。

→ はい。

- ・ 社会福祉協議会の留保金、基金はどの程度あるのでしょうか。

→ 平成29年度決算では、36,798,918 円となっております。

- ・ 国から適正な留保計画として打ち出しているものがありますよね。その計画と比較して如何ですか。

→ 計画より少ないものとなっております。事業活動経費の3分の1程度を目安とすることとされていますが、平成29年度決算から申し上げますと、事業活動経費が 233,866,171 円でしたので、この3分の1の、77,955,390 円が目安となります。

- ・ 目安からいうと約半分ということですね。
→ はい。前期末支払資金残高の部分で調整できているので、これがなくなると積立金から取り崩すことになります。
- ・ ワンコインサービスやゆうゆうサービスはどういったサービスですか。
→ 市内在住の65歳以上の方や障がい者の方、妊産婦のいる家庭に対してのサービスでございます。ワンコインサービスは15分程度の軽作業については100円、30分程度の作業になりますと500円で行っております。ゆうゆうサービスはもう少し継続的なサービスとなっております。登録制で行っています。1時間800円で実施しており、ごみ出し、電球の交換、買い物、食器洗いなどの家事全般をお手伝いするといったサービスです。
- ・ 内容については同様ですか。
→ 同様となります。ワンコインサービスは一人暮らしの65歳以上高齢者等を対象としており、ゆうゆうサービスは65歳以上の高齢者世帯等を対象としております。
- ・ 調書に記載のある共同事業体とは指定管理者を指しますか。
→ 指定管理者を指しております。
- ・ 子どもふれあいセンター、印西地域福祉センター、福祉作業所コスモスは指定管理ですか。
→ 総合福祉センター全ての施設に指定管理者制度を導入し、施設管理しております。
- ・ 財務諸表から福祉（作業所）に関してはマイナスですよね。収入がなく支出だけの諸表になっています。他の施設がカバーして施設運営しているということですね。
→ はい、そのように運営しております。（※ 平成30年12月21日開催、第10回印西市補助金等評価委員会において、担当課の回答の訂正あり。）
- ・ 収入事業について、説明してください。
→ 外部から仕事は受けておりますが、最終的に支出が多くなっていると思います。安価な軽作業を受ける以外は難しいと思いますので、受託していても収入には結びついていないと思います。
- ・ 社会福祉協議会の運営は厳しく、委託を受けて運営しているような形になっています。社会福祉協議会の独自の仕事が見えないのですが、今後、どのような形で社会福祉を推進していくつもりでしょうか。現状ですと、市の委託金の中で実施していますが、独自に収入を得る手法を生み出していかなければならないと思います。
→ その点につきましては、一社会福祉法人として、経営の独自性を保って対応していただく部分で、あまりこちらからこういう仕事をして下さい、すべきだということは指示できません。市は地域福祉事業の実施については、社会福祉協議会と協力して実施いくという関係性になっております。また運営するに当たっての法人の運営部分については補助するとなっております。その他については法人として独自の工夫により、収益事業などを実施していただきたいと考えております。
- ・ 収益事業としては地域福祉事業しかないと思います。今後、高齢者が増加する中で地域福祉に特化した介護事業等を優先的に実施していく必要があり、それにおいては、どのくらい介護に長けた職員が配置できるのかを把握しなくてはいけないと思います。社会福祉協議会の介護職員は正規職員ですか。
→ 正規職員で増やすことは現実的に難しいとのことでした。市からの委託があり、確実に

	仕事がある状況でない限りは正規職員として雇用することは非常に難しいと聞いております。臨時職員での対応と聞いております。 ・ 社会福祉協議会独自の事業の展開が必要だと思います。 ・ 人件費の中で常勤職員の占める割合はどの程度ですか。 → 金額的に申し上げますと、65,224,087 円となります。 ・ そうしますと常勤職員は9人です。一人当たり7百万くらいですね。資格をお持ちの専門職員はいらっしゃいますか。 → 事務職のみではないですが、職員の構成は把握しておりません。 ・ 非常に専門的なもので、市役所の第2福祉部みたいなものだと思います。市からの出向職員はいますか。常勤の職員はプロパー職員ですか。 → 出向職員はおりません。社会福祉協議会が雇用している職員です。 ・ 市民にとって、なくてはならない組織だと思います。そのためにはマンパワーの確保として、専門性の高い職員を確保することが重要であると思いますし、それなりの人件費が必要となると思います。その場合において、透明性の確保が重要となると思いますが、市の監査以外に何かありますか。チェックシステムについて教えてください。 → 監査については市の職員が中心となって実施しております。外部監査として社会福祉法人の監査指導員として公認会計士、税理士の2名の方をお願いしており、書類審査、実務監査を実施しております。その他は社会福祉法に従い、法人においても内部監査を行うこととなっております。法人の規模により、制度上、監査法人や外部監査の導入しなければならないこととなっております。社会福祉協議会はその規模には達しておらず、推奨はされておりますが、費用が掛かることですので無理に導入させることはありません。 ・ 指定管理者を受託するときに競合はしましたか。 → ありません。 ・ 社会福祉協議会として、新しい事業を展開することも難しく、財政的に確立しないと厳しい。独立した存在ではありますし、介護施設を運営することは制度的には問題ありませんか。 → 可能ではありますが、財政面から現実的に難しいと考えます。本来業務である社会福祉事業に支障が無いように収益を上げていただきたいと考えております。 ・ そういった事業に踏み出さない限り、画期的な収益とはならないので、依然として市の補助金に頼らざるを得ないと思います。社会福祉協議会としては、財政的な基盤を確立することを考えていかないと厳しい状況であると思います。
--	---

※ 平成 30 年 12 月 21 日開催、第 10 回印西市補助金等評価委員会において、〔23〕社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金への質問に対する担当課の回答の訂正は、以下のとおりです。

〈 担当課の回答の訂正 〉

福祉作業所の運営については、平成 28 年度以前から委託していましたが、平成 29 年度から、福祉作業所を含む印西市総合福祉センターの指定管理業務委託になりました。平成 29 年度決算では、「福祉作業所」区分に当年度の収支を計上せず、新設の「印西市総合福祉センター」区分に計上し、「福祉作業所」区分にあった前期末支払資金残高を「印西市総合福祉センター」区分に繰り出して移行させているため、表記の仕方の関係で赤字となっておりますが、実質的には黒字です。

平成30年10月29日に行われた印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 池 田 明